

第1部 計画の概要

1 計画策定の趣旨

急速に高齢化が進む現在、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上を迎え、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、人口のおよそ4割が高齢者になると予測されます。本市においては令和7年には3人に1人が高齢者となり、令和22年には75歳以上の高齢者が急速に増加すると共に、高齢者を支える担い手世代の減少が見込まれます。

こうした社会構造の変化に対応するために、医療、介護、予防、生活支援などのニーズの増大に対応する施策と、高齢者が尊厳を保持し住み慣れた地域で暮らしていける施策の取り組みが必要となります。また、その暮らしを地域全体で支える体制「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて推進するためには、「地域マネジメント^{*}」の推進が重要となります。

この地域マネジメントの推進のためには、それを支える地域の力として、多様な価値観を持った団塊の世代及び団塊ジュニア世代が、自らの経験や知識等を地域で活かし地域社会の担い手として活躍することが期待されると共に、生活支援を必要とする高齢者を地域で支える包括的な支援体制「地域共生社会」の構築を目指した地域づくりが必要です。

今回策定する「第8期いきいきかぬま長寿計画」（以下「第8期計画」という。）は、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画であり、令和22年（2040年）を見据え、第7期計画で取り組んできた「地域包括ケアシステム」の方向性を承継し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、本市が目指すべき今後の高齢者福祉施策の方向性を示すものです。

*地域マネジメント

地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有すると共に、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のことをいう。

2 計画の位置付け

「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」は、法律により一体のものとして作成されるよう定められており、それに基づき策定する「いきいきかぬま長寿計画」は、本市の高齢者福祉施策の基本となるものです。

【老人福祉法】

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（中略）

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

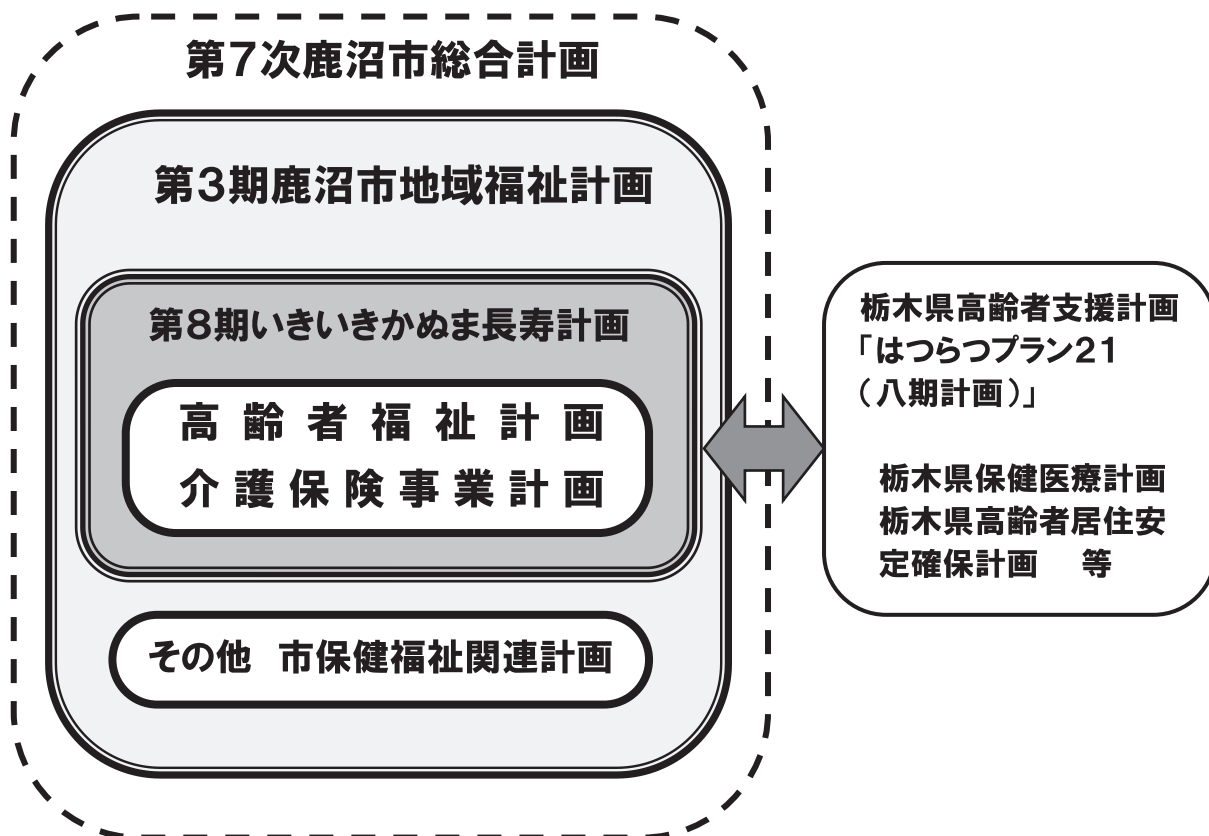
【介護保険法】

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

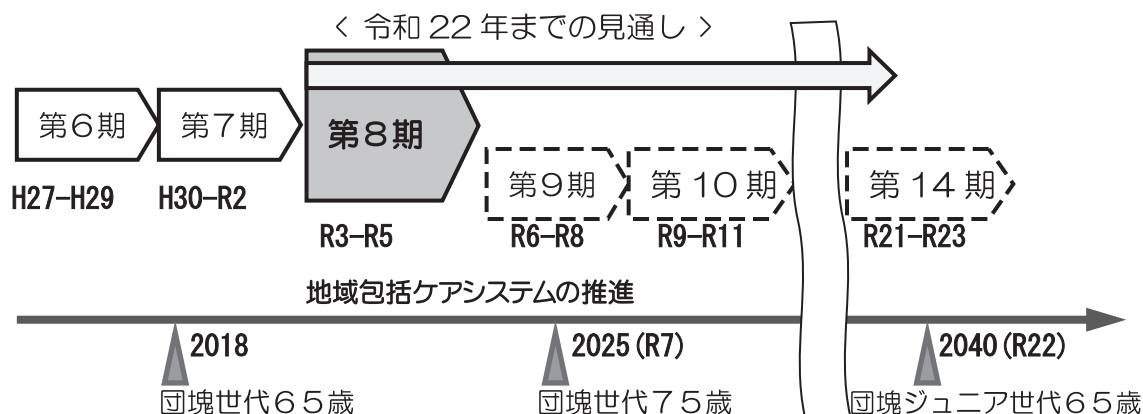
（中略）

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

この計画の策定に当たっては、本市の上位計画である「第7次鹿沼市総合計画 チャレンジ15（いちご）プロジェクト」や「第3期鹿沼市地域福祉計画」、その他の保健福祉関連計画等と整合を図りながら、栃木県の「栃木県保健医療計画」及び「栃木県高齢者居住安定確保計画」並びに県が令和2年度に策定する「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21（八期計画）』」と調整することで、調和のとれた計画とします。



第8期計画は、高齢化が進む中、第6期計画から位置づけられた「地域包括ケア計画」として、令和7年（2025年）まで地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。特に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、地域によって異なる高齢化の状況及び介護需要に合わせた「地域包括ケアシステム」を推進していくための中長期的な計画として位置付けます。



日常生活圏域別高齢者数及び介護認定者数

(令和2年3月31日現在)

生活圏域	人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率	認定者数*(人)	認定率	面積
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	
鹿沼北部地区	6,390	2,026	31.71%	352	17.37%	1.89 km ²
鹿沼中央地区	6,507	2,249	34.56%	432	19.21%	5.14 km ²
鹿沼東部地区	10,216	2,703	26.46%	546	20.2%	2.63 km ²
菊 沢 地 区	13,685	3,708	27.10%	624	16.83%	29.24 km ²
東大芦地区	3,140	1,137	36.21%	195	17.15%	26.59 km ²
北押原地区	11,237	3,104	27.62%	508	16.37%	16.27 km ²
板 荷 地 区	1,722	640	37.17%	103	16.09%	28.53 km ²
西大芦地区	782	399	51.02%	67	16.79%	79.03 km ²
加 蘇 地 区	1,890	776	41.06%	119	15.34%	46.69 km ²
北犬飼地区	9,624	2,514	26.12%	427	16.98%	26.12 km ²
東部台地区	16,471	3,768	22.88%	541	14.36%	3.09 km ²
南 摩 地 区	3,013	1,152	38.23%	148	12.85%	30.02 km ²
南押原地区	4,152	1,499	36.10%	230	15.34%	18.06 km ²
粟 野 地 区	2,950	1,074	36.41%	161	14.99%	50.15 km ²
粕 尾 地 区	1,381	608	44.03%	84	13.82%	69.94 km ²
永 野 地 区	1,107	497	44.90%	89	17.91%	37.74 km ²
清 洲 地 区	2,581	845	32.74%	154	18.22%	19.49 km ²
計	96,848	28,699	29.63%	4,780	16.66%	490.64 km ²

*認定者数は第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40歳~64歳)の計認定者数のうち52人は「住所地特例対象者」のため将来推計値とは異なる

○住所地特例対象者…他の市町村の介護保険施設や特定施設(有料老人ホームやケアハウス等)に住所を移して入所(居)したが、引き続き元の住所地の市町村の介護保険被保険者となる者

5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、議会、知識経験者、一般公募の市民など各層の幅広い関係者が参画する「第8期鹿沼市長寿計画運営委員会」を設置し、第7期計画の成果や課題等を検証し、その意見を踏まえて策定しました。また、計画への意見や要望を広く市民から求めるためパブリックコメントを実施しました。

6 公表と普及啓発、達成状況の点検評価

第8期計画は、策定の基礎資料を得るため実施した「在宅介護実態調査」や「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果と併せ、市ホームページ等で公表し、計画書記載の各種制度については市広報等により普及・啓発を行います。

また、計画の運営・実施状況等については、長寿計画運営委員会において報告した上で検証し、必要に応じ市広報やホームページ等で周知し、情報提供に努めます。